

# 牟田事務所 許可可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2016.07

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ わが社の下請けさんは大丈夫？

建設業許可申請時点で、社会保険等に未加入の場合は加入指導を行い、加入しない場合は社会保険等部局へ通報する現状の体制を見直し、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対して、事前加入指導通知を发出。



7月からの新規、更新、業種追加許可申請等で未加入の場合  
**即 通報!** です

先日、ある協力会様よりセミナー講師の依頼を頂きました。

そこで出たストレートな言葉、「従業員を説得するのは後にして、まずは会社が適用して下さい」おっしゃる通り。一人ひとりひざを突き合わせて話し合い説得している余裕はありません、会社の存続に係る問題です。

「今まで国保だったベテランの職人が社会保険嫌がるけどさ、最近はどここの会社行っても一緒だよって言えるようになってきたよね(笑)」とのこと。

社保を行わない＝無許可業者＝請負金額1件500万円(税込)以下です。

業種によっては500万円満たない工事が主である場合もあるので一概には言えませんが、施工額が大きな業種でこれを聞くと「あ、10年後にはない会社だな」と私たちは思います。

いま若手の囲い込みにどこも必死ですもの、社会保険アレルギー、法定福利費がリーズナブルなベテラン職人さん、選手生命はあと何年ですか???

※経営事項審査の申請時又は更新以外の新規等の許可申請時に加入していない場合及び発注部局から未加入の通報があった許可業者に関しては、上記に関わらず、また平成27年11月以降に受理するものについて、社会保険等部局に通報されています。

# ★運送業★

## 指導・監督の指針(貨物自動車)改正 来年3月施行

### 貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改正

例のドライバーさんへの教育です。一般的な指導及び監督と特定運転者に対する特別な指導に分かれているアレ！ です。対応が大変です。概要についてお伝えします。

#### ●一般的な指導及び監督の指針 俗に言う1年以上雇用している方などが対象です

##### 【現在】

- ① 「トラックを運転する場合の心構え」
- ② 「トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項」
- ③ 「トラックの構造上の特性」
- ④ 「貨物の正しい積載方法」
- ⑤ 「過積載の危険性」
- ⑥ 「危険物を運搬する場合に留意すべき事項」
- ⑦ 「適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況」
- ⑧ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法」
- ⑨ 「運転者の運転適性に応じた安全運転」
- ⑩ 「交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法」
- ⑪ 「健康管理の重要性」

毎月1回、全ドライバーさんを対象に行っておられるアレです。現在は、時間については指定がありません。

##### 【改正】 項目追加

「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」が追加されました。オートクルーズや衝突防止装置など、確かに便利ではあっても使い方を理解していなければ、これまた事故の元ですので大事だと思います。

新任には **35 時間**以上の教育！

#### ●特定の運転者に対する特別な指導の指針

上記(一般的な指導及び監督内容)を座学および実車を用いることにより実施

##### 時間が大幅にアップ！

現在の座学のみ6時間以上可能な限り実技…が **15 時間以上**に

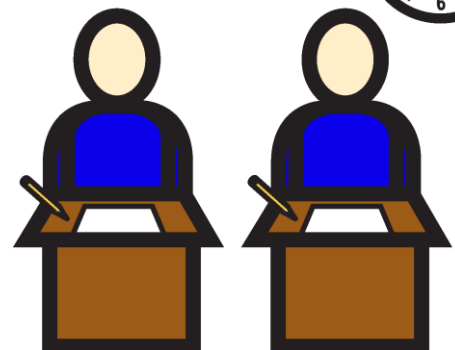
##### 新設 実技指導

実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導 **20 時間以上**



トラック運送事業の運転者教育の強化・充実を図ることを主な目的としたもので、「準中型自動車免許」の施行に合わせて来年3月に施行される予定です。

～一緒に今後の対応を準備していきましょう～



## ★産業廃棄物★

平成 23 年の改正法施行からちょうど 5 年が経ち、耳にタコができるくらい聞いた建廃の**排出事業者責任の元請け一元化！！**

先日、建設業をされているお客様の所で産廃の許可申請の打ち合わせに伺った際、元請業者から「●●さんどこになんかあったら、ウチに責任がくるんだよね？」と言われた・・・まさにその通りです。

許可がない下請業者に、下請負工事に関係ない廃棄物を運搬させたら？

**委託基準違反**になり、5 年以下の懲役若しくは 1000 万円の罰金またはこの併科

**契約書**の内容は大丈夫ですか？建設業の請負契約書に記載しなくてはいけない法定項目があるように、廃掃法でも契約書に記載しなくてはいけない法定の 13 項目があります。この契約書に不備があると・・・3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金またはこの併科

**21 条 3 の 3 の特例**ってご存知ですか？

排出事業者＝元請業者ということは、下請業者が廃棄物を運ぶ際は収集運搬業の許可が必要になります。しかし！！請負金額が 500 万円以下であったり、1 回あたりの運搬量は 1 m<sup>3</sup>以下であったりする場合、特別に許可がなくても運んでいいですよ～という条文です。しかし！！そんな簡単な話でもなく、いろいろと制約もあります。

知っているようで、以外にご存知じゃないことが多いんです。

知らなかった・・・では済まない時代ですよ？ぜひ知りに来てください。

# 問われる「排出事業者責任」

廃棄物処理法が建設業に密接に関わってくる時代です  
建設系廃棄物処理の現状や知ってるようで知らない取扱いなど、  
この機会にいま一度、産業廃棄物について理解を深めましょう

日 時： 平成 28 年 7 月 22 日（金）  
18：00 ～ 20：00

場 所： 牟田美智代事務所 セミナールーム

受講料： 会員 1,000 円非会員 2,000 円 お弁当つき

**建設業の元請さん  
全員集合！**

建設専門工事業の理解を深め、  
若者に猛アピール！

## 建設専門工事業合同体験フェア

東海4県の建設業団体と教育関係者、行政機関で構成する「中部圏建設担い手育成ネットワーク協議会」と愛知県建設業協会は5月31日、名古屋市中区にて【建設専門工事業 合同体験フェア】を開催しました。



名古屋市立工芸高等学校建築システム科の生徒40人が、型枠工事や内装工事を実習体験する模様を公開するなど、建設専門工事業と高校生、高校教諭がマッチングする場となりました。専門工事業は実習体験を指導するとともに会場内に展示ブースを設け、それぞれの業界や業務をPR。各専門業種のプレゼン時間では、プレゼンに熱が入り過ぎたのが、各業種時間オーバー。

「うちの業種がイチバン！！」と、PRポイントが沢山あるため、聞いていた事務職の私たちも、建設業の世界で働いてみたい！と思うほど。

説明時間になると各業種が若者を引き付ける為ありとあらゆる手法で呼び込みます。説明しているときには、専門業者も高校生も真剣そのもの。質問も多く飛び交い、とても有意義な時間になったはずです。

このフェアのテーマは

「明日のスペシャリストの育成を目指して」です。

専門工事に対する理解を深め、若い世代へ建設業の魅力をアピールするという目標は達成できたと思います。わたしたちもちっちゃかり左官体験しちゃいました。力加減がなんとも言えず難しい！これって女性向？

とび工事業のブースには見慣れた面々が白熱したPRを行っていました。とび職になりたい！と手を挙げる高校



生も多くみられ、思わず顔がほころぶとび職PR軍団！！

どの業界も超少子高齢化により若者確保に必死です。深刻な人材不足は今後の産業を破綻させかねないもので、人工知能を持った機械やロボットが発達してくる世の中。

しかし、建設業の世界ではやはり人！建設業界に興味を持った若者の理解が深まり、建設業界に入って来てくれることが待ち遠しいですね！！(^)！